

名古屋市科学館
食堂出店及び自動販売機設置
募集要項

令和 7 年 6 月
名古屋市教育委員会

1 募集の概要

名古屋市科学館（以下、「科学館」という。）は、平成 23 年 3 月に理工館及び天文館を改築し、世界最大級のプラネタリウムを備えるなど、施設をリニューアルしました。その結果、令和 6 年度は、年間約 130 万人が訪れる施設となっております。

このたび、科学館に併設する食堂の出店及び自動販売機の設置に関する定期建物賃貸借契約の期間満了に伴い、新たに食堂の出店等を行う方を募集します。応募者の業績や、食堂等経営のアイデア、遂行力、賃料などを総合的に評価し、最も科学館にふさわしい出店候補者を選定します。応募される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項をご承知のうえでご応募ください。

また、本募集に併せて、食堂に隣接するミュージアムショップの出店等についても募集を行います。いずれの募集にも応募することができます。

なお、食堂出店等の企画にあたっては、次の科学館の基本理念及び基本指針をふまえたものとしてください。

科学館の基本理念

- 1 科学の原理と応用を理解し、そのおもしろさ、楽しさを知っていただく。
- 2 人間と科学技術との関わりを考えていただく。
- 3 社会的に関心の大きい問題について科学技術的な理解をはかる。
- 4 市民に科学を通じた生涯学習の場を提供する。

食堂出店等における基本指針

- 1 科学館の来館者を主対象とした営業を行うこと
- 2 幅広い来館者層に対応したサービスを提供すること
- 3 食事だけでなく喫茶機能を有するなど、利便性の高い営業を行うこと

(1) 貸付物件

ア 所在地番・貸付場所

名古屋市中区栄二丁目 17 番 1 号

名古屋市科学館

東館 1 階食堂部分（無料区域）

生命館 1 階、理工館 3 階及び 7 階休憩室の自動販売機部分（有料区域）

イ 貸付面積等 食堂部分（客席・厨房・事務室）216.10 m²、自動販売機 14 台

ウ 位 置 別図 1 のとおり

(2) 指定用途

飲食業の営業及び自動販売機設置

※ 別記「名古屋市科学館食堂出店に係る仕様書」の 7 (9) に記載の提供メニューを食堂で提供できなければなりません。

(3) 貸付期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで

※ 借地借家法第 38 条に定める定期建物賃貸借契約によるものとし、貸付期間の満了により当該契約は終了し、更新はしません。

(4) 貸付料

最低固定賃料 341,000 円(税込、月額)以上で、応募者の提案賃料によります。

※ (参考) 固定賃料 R 3. 1. 1~R 7. 9. 30 320,000 円(税込、月額)

H28. 4. 1~R 2. 9. 30 1,212,037 円(税込、月額)

契約期間中の貸付料の変更は行わないものとします。ただし、貸付料が土地の価格の上昇若しくは下落その他経済事情の変動により、周辺の建物の貸付料などに比較して著しく乖離した場合には、甲乙協議により将来に向かって見直しを行うことができるものとします。

(5) スケジュール

募集要項配布	令和 7 年 6 月 17 日(火)から 7 月 16 日(木)まで
募集に関する質問受付	令和 7 年 6 月 17 日(火)から 6 月 24 日(火)まで
現地見学会	令和 7 年 6 月 23 日(月)
質問に対する回答	令和 7 年 7 月 3 日(木)まで
応募受付	令和 7 年 7 月 8 日(火)から 7 月 16 日(水)まで
ヒアリング・審査	令和 7 年 7 月 29 日(火)
選定結果通知	令和 7 年 8 月 14 日(木)
契約締結	令和 7 年 9 月上旬
営業開始予定	令和 7 年 11 月 1 日以降

2 応募に関する事項

(1) 応募の資格

次に該当する者は、応募することができません。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15 財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除きます。)

(ア) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 出店候補者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア) から (オ) までのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 法人税、都道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税を含む。）、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）
- エ 会社更生法等の適用となる著しい経営不振の状態にある者
- オ 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者
- カ 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法又は有限責任事業組合契約に関する法律によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本件に参加しようとしている者がいる場合
- カ 募集要項配布の開始日から出店候補者決定までの間に指名停止の期間中の者
- キ 過去又は現在において食品衛生法に基づく営業の許可（営業の種類が飲食店営業であるものに限ります。）を受けて飲食店の営業を行った実績がない者
- ク 本社・本店所在地及び名古屋市内において食品衛生法に基づく、許可の取消し、若しくは営業の禁止若しくは停止の処分を受けた後 3 年間を経過しない者
- ケ 出店候補者決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）＜次頁参照＞及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 財営第 253 号）に基づく排除措置を受けている者

なお、応募者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 名古屋市が締結する次に掲げる契約及び公の施設の指定管理者の指定をいう。
 - ア 工事又は製造の請負契約
 - イ 物件の買入れ又は借入れの契約
 - ウ 役務の委託契約
 - エ 不用品の売払い契約
 - オ 公有財産の売払い又は貸付の契約
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭

の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

3 情報交換

- (1) 市長等は、契約等の相手方となる又はなり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するか否かについて、警察本部長に対し、照会書（様式第1号）により照会することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、前号の照会を受けたときは、市長等に対し、速やかに回答書（様式第2号）により回答するものとする。
- (3) 警察本部長は、(1)の市長等からの照会によるほか、排除措置対象法人等に該当すると認めたときは、市長等に対し、速やかに通報書（様式第3号）により通報するものとする。

4 排除措置の要請、決定及び措置結果の通知

- (1) 警察本部長は、排除措置対象法人等に該当すると認める3(2)による回答又は3(3)の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長等に対し、契約等からの排除要請を行うものとする。
- (2) 市長等は、前号の排除要請に係る法人等については、排除措置を決定し、その措置結果を、警察本部長に対し、通知書（様式第4号）により通知するものとする。

5 契約等に係る妨害又は不当要求の際の措置

市長等は、契約等の相手方となる法人等から、当該契約等の履行に関し、2(7)に規定する妨害又は不当要求を受けた旨の申し出があった場合は、警察へ被害届を提出するよう指導するとともに、警察本部長に指導を行った旨を通知するものとする。

6 支援・協力体制

- (1) 市長等は、この合意書に基づいてとる措置の相手方となる法人等からの妨害等が予想されるときは、警察本部長に対し、警察官の出動を要請することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、市長等が、この合意書に基づく措置をとるに際し、又は措置をとった後、当該措置の相手方となる法人等からの妨害、不服申立等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、協力するものとする。

7 その他

- (1) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 3の情報交換については、名古屋市においては情報交換に関する事務を主管する組織の局長（これに相当する職にある者を含む。）が、愛知県警察においては愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長が行うものとする。ただし、3(3)の規定による通報については、名古屋市総務局長、名古屋市財政局長及び名古屋市財政局契約監理監あてに行うものとする。

名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、警察本部長との密接な連携のもと、名古屋市が締結する公有財産の売払い及び貸付の契約等から暴力団関係事業者を排除する措置について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）及び合意書1(2) から(6) に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公有財産の売払い又は貸付の契約

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の5第1項の規定により実施する不動産の売払又は貸付契約及び法第238条の4第2項の規定により実施する不動産の貸付契約をいい、広告又はネーミングライツ等公有財産を活用して対価を得る契約を含めるものとする。

(2) 一般競争入札等

公有財産の売払い又は貸付の契約を、競争入札、先着順売払い若しくは貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合をいう。

(3) 随意契約

一般競争入札等以外の方法で実施する公有財産の売払い又は貸付の契約をいう。

(4) 有資格者

一般競争入札等の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方をいう。

(5) 局区等の長

売払契約にあつては、財政局長又は名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号。以下「規則」という。）第45条に基づき当該普通財産を処分する当該局長若しくは教育次長とし、貸付契約にあつては当該財産を管理する局区等の長又は教育次長とする。

(6) 排除措置事業者

現に排除措置を受けている者をいう。

（有資格者への周知）

第3条 局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結しようとするときは、合意書に基づき契約から暴力団関係事業者を排除すること及び次条により暴力団関係事業者であるかどうかを警察本部長に照会することをあらかじめ公告

及び入札説明書等に記載するなどの方法により、有資格者に周知しなければならない。

(報告等)

第4条 局区等の長は、有資格者が合意書2に規定する排除措置の対象となる法人（以下「排除措置対象法人等」という。）に該当すると疑うに足る事実を把握したとき又は必要と認める場合には、当該契約予定日又は入札日の2週間前までに様式1により財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項の報告を受けたときは、合意書3(1)に基づき、当該有資格者が排除措置対象法人等に該当するか否かについて、原則として毎月1日及び15日（1日及び15日が閉庁日の場合は、直後の開庁日）を集約日とし、この日までに報告されたものを集約のうえ警察本部長に対し照会するものとする。

3 財政局長は、警察本部長から前項による照会の回答文書等を受け取ったときは、すみやかに当該書面を添えて様式2により、局区等の長へ通知するものとする。

(排除措置)

第5条 局区等の長は、前条第3項の回答の結果、又は合意書3(3)の規定に基づく警察本部長からの通報により、有資格者が合意書2各号に定める排除要件のいずれかに該当すると認めるときは、排除に必要な相当の期間を定めて排除措置を行い、合意書4(2)により当該措置結果を財政局長を通じて警察本部長に通知するものとする。

2 局区等の長は、前項の規定により排除措置を行ったときは、前条第3項で添付された警察本部長から回答書又は通報書の写しを付して、様式3により、遅滞なく当該有資格者に対して通知するものとする。

(契約からの排除)

第6条 局区等の長は、排除措置事業者を一般競争入札等に参加させてはならない。一般競争入札等の参加資格の確認の結果、既に競争入札参加資格等を有する旨の通知がなされている者が、落札決定又は契約の相手方と決定するまでの間に排除措置を受けたときは、当該通知を取り消すものとする。

2 局区等の長は排除措置事業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、排除措置事業者の所有する土地を買収する必要がある場合など、当該契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする必要がある場合を除く。

(用途制限の措置)

第7条 局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結するときは、前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、以下の条件を付すものとする。

(1) 当該物件が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用に供し、また、こ

これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならないこと。

(2) 契約の相手方が前号に違反したときは、売払代金又は貸付料総額の100分の30に相当する額を違約金として支払わなければならないこと。

(3) 契約の相手方が第1号に違反したときは、当該契約の解除ができること。

(使用許可への準用)

第8条 法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第3条から第5条まで、第6条第2項本文、第7条第1号及び同条第3号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約を締結」とあるのは「行政財産の使用を許可」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」と、「契約」とあるのは「使用許可」と、「有資格者」とあるのは「申請者」と、「契約予定日又は入札日」とあるのは「許可予定日」と、「様式3」とあるのは「規則第2号様式に準じた様式」と、「随意契約」とあるのは「使用許可」とそれぞれ読み替えるものとする。

(土地基金に属する土地の貸付契約への準用)

第9条 名古屋市土地基金（以下「土地基金」という。）に属する土地の貸付契約については、第3条から第5条まで、第6条第1項、同条第2項本文及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」と、「有資格者」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方」と、「様式3」とあるのは「様式3に準じた様式」と、「一般競争入札等」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行うもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定める排除措置に関して財政局長が行う事務は、財政局財政部管財課において処理する。

(2) 質問等の受付、回答及び現地見学会

募集に関する質問及びその回答は、以下のとおりとします。

ア 質問の受付

- (ア) 受付期間 令和7年6月17日（火）から6月24日（火）まで
- (イ) 提出先 名古屋市科学館総務課（担当：千葉、高木）
- (ウ) 提出方法 電子メール（a2014486@kyoiku.city.nagoya.lg.jp）
- (エ) 記載内容
 - a 質問事項（書式自由） Word 又は Excel
 - b 回答を受ける部署等の情報
部署名・担当者名（個人の場合は氏名）、郵便番号、住所、電話番号、
電子メールアドレス

イ 質問に対する回答

令和7年7月3日（木）までに、質問者に対して明らかに不利益を与える場合を除き、名古屋市公式ウェブサイトにて公表するとともに、質問者には個別に電子メールにて回答します。

仕様の補足等が記載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

ウ 現地見学会

- (ア) 実施日時 令和7年6月23日（月）午後2時45分～午後3時30分
- (イ) 集合場所 名古屋市科学館北門前
- (ウ) 参加人数 1者につき2名まで
- (エ) 参加申込み
参加を希望する者は、令和7年6月20日（金）午後5時までに電子メール（a2014486@kyoiku.city.nagoya.lg.jp）で、上記ア（イ）提出先に申し込んでください。

(3) 応募書類

ア 応募者は、以下の書類に必要事項を記入し、期限内に、直接又は郵送（必着）により提出してください。メールやFAXによる応募は受け付けません。

＜法人の場合＞

- (ア) 企画提案書（様式1）
- (イ) 法人役員等に関する調書（様式2）
- (ウ) 会社概要等（会社等の事業内容、経歴等がわかるもの。パンフレット等）
- (エ) 法人税申告書の控え一式（決算報告書、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書を含む）直近2ヵ年分
- (オ) 法人登記簿謄本（原本、発行後1ヶ月以内のもの）
- (カ) 納税証明書（原本）
 - a 本市内…本店又は支店・営業所等を有する方については、直近の2事業年度に係る法人市民税の納税証明書

b a 以外の方については、直近の 2 事業年度に係る法人税の納税証明書

(※) 営業許可書の写し

<個人の場合>

(ア) 企画提案書（様式 1）

(イ) 事業概要等（個人事業の内容、経歴等がわかるもの）

(ロ) 所得税確定申告書の控えのコピーとその添付書類（直近 2 ヶ年分）

(エ) 住民票の写し（原本、発行後 1 ヶ月以内のもの）

(オ) 納税証明書（原本）

a 本市内に住所のある方については、直近 2 ヶ年度の個人市県民税の納税証明書

b a 以外の方については、直近 2 ヶ年分の所得税の納税証明書

(カ) 営業許可書の写し

イ 応募受付について

受付期間 令和 7 年 7 月 8 日（火）から 7 月 16 日（水）まで
午前 9 時 30 分～午後 5 時

提出先 〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 17 番 1 号
名古屋市科学館総務課（担当：千葉、高木）
TEL 052-201-4486

ウ その他

- ・応募書類について不備がある場合には、失格となる場合があります。
- ・提出いただいた書類については返却しません。
- ・本募集に関して応募者が要した一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・応募書類提出後、応募を辞退することが明白となった場合には、提出先の担当まで連絡のうえ、応募辞退届（様式は任意）を提出してください。

(4) 評価委員によるヒアリング

ア 場 所 名古屋市科学館内会議室

イ 日程等 令和 7 年 7 月 29 日（火）

時間等の詳細については、令和 7 年 7 月下旬に、電子メールで通知します。

ウ 注意事項

- ・ヒアリングは、提出された企画提案書に対して行います。追加資料等の配布は禁止します。
- ・ヒアリングに出席しない場合は、辞退したものとみなして審査の対象としません。ただし、交通機関の事故等でやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではありません。

(5) 出店候補者の選定

ア 出店候補者の選定は、名古屋市科学館便益施設出店候補者評価委員の評価を基に教育委員会が行います。

イ 応募者の提案賃料が、前記 1 (4) 貸付料に示す最低賃料に満たない場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

ウ 審査の結果、ふさわしい提案の応募が無いとされた場合には、出店候補者無しとする場合があります。

エ 審査結果は応募者それぞれに電子メールにて通知します。

(6) 評価基準

名古屋市科学館便益施設出店候補者評価委員会では、応募者の提案について、以下の評価基準に従い審査します。

評価基準

評価項目	指標	配点
収 益	固定月額賃料	40 点
	売上に応じた還元率（賃料）	
事 業	事業者の健全性	20 点
	事業規模・実績	
企画運営	コンセプト・サービス形態	40 点
	メニュー・価格	
	運営計画	
合計		100 点

※ なお、総得点が最上位でも、個別の評価項目の配点に対する得点割合が著しく低い（2 割以下）又は総得点が満点の 5 割を満たさない場合には、出店候補者にはしません。

(7) 審査結果の公表

本市ウェブサイトにおいて、審査結果（応募者名、順位、点数）を公表します。

(8) その他

ア 名古屋市は、公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには応じられません。

イ 提出された企画提案書については、出店候補者が決定するまで応募者は公表、使用することはできません。なお、名古屋市から受領した質問事項に対する回答等については、名古屋市の了解なく公表、使用することはできません。

ウ 原則として一度提出された企画提案書の記載内容の変更はできません。

エ 企画提案書については、審査以外の目的で応募者に無断で使用しません。

オ 企画提案書の記載内容については原則として実際の営業に反映していただきますが、各種制約によりそのまま実施できない場合があります。

(9) 参考データ

ア 科学館の概要

名古屋市科学館ホームページ (<https://www.ncsm.city.nagoya.jp/>) を参照してください。

イ 科学館の運営について

(ア) 開館時間

午前 9 時 30 分～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）

ただし、市民観望会やプラネタリウム夜間投影などの夜間事業あり

(イ) 休館日

毎週月曜日、第 3 金曜日、年末年始、臨時開館・休館あり（年 3～5 日程度）

(ウ) 年間入館者数、開館日数

令和 4 年度 1,105,638 人、296 日

令和 5 年度 1,179,699 人、277 日

（※令和 6 年 2 月 20 日から令和 6 年 3 月 13 日まで休館）

令和 6 年度 1,379,360 人、295 日

(エ) 令和 5 年度入館者の内訳等

個人 1,043,940 人

（大人 618,548 人、高大生 92,822 人、小人 332,570 人）

団体 135,759 人

（大人 28,633 人、高大生 8,158 人、小人 98,968 人）

入館者数が最も多い月 8 月（187,969 人）

※ 7 月 15 日～9 月 18 日に特別展「ネコ」を開催

入館者数が最も少ない月 3 月（68,391 人）

(オ) 過去 3 年間の特別展開催状況

展覧会名	開催期間	入場者数
大地のハンター展	4. 3. 12～ 4. 6. 12	71,674 人
宝石	4. 7. 9～ 4. 9. 19	120,361 人
やってみた展	4. 12. 13～ 5. 2. 19	40,504 人
スケスケ展	5. 3. 18～ 5. 6. 11	90,107 人
ネコ	5. 7. 15～ 5. 9. 18	83,943 人
化石ハンター展	5. 11. 11～ 6. 2. 18	68,951 人
海	6. 3. 16～ 6. 6. 9	82,225 人
毒	6. 7. 13～ 6. 9. 23	137,704 人
ニンジャアカデミー	6. 11. 30～ 7. 2. 24	32,012 人
鳥	7. 3. 15～ 7. 6. 15	23,596 人 (3/31 まで)

(カ) 過去 3 年間の食堂の売上

年度	店舗売上	自動販売機売上
令和 4 年度	68,050,830 円	24,815,320 円
令和 5 年度	81,820,220 円	30,375,230 円
令和 6 年度	83,590,740 円	36,039,828 円

(キ) 管理運営主体

名古屋市

ウ 休憩室の概要

- (ア) 1 階（生命館） 170 席 自動販売機 10 台分スペース
(イ) 3 階（理工館） 84 席 自動販売機 2 台分スペース
(ウ) 7 階（理工館） 96 席 自動販売機 2 台分スペース

< 募集に関する問い合わせ先 >

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 17 番 1 号

名古屋市科学館総務課（担当：千葉、高木）

TEL 052-201-4486 FAX:052-203-0788

E-mail:a2014486@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市科学館食堂出店に係る仕様書

本仕様書において、賃貸人（名古屋市）は甲とし、賃借人（食堂出店者）は乙とする。

1 貸付物件

(1) 所在地番・貸付場所

名古屋市中区栄二丁目 17 番 1 号

名古屋市科学館東館 1 階食堂（無料区域）

(2) 貸付面積 客席・厨房・事務室 216.10 m²

(3) 位 置 別図 1 のとおり

(4) 構 造 鉄骨造地上 1 階部

(5) 天 井 高 3.0m（階高 4.5m）

(6) 供給設備 電 気…全体容量 45kW 以内（電灯・動力）

厨房 電灯：単相 100/200V

動力：3 相 200V

ガ ス…80mm（都市ガス 13A）

上 水 道…50mm

情報設備…内線電話以外は管路のみ

(7) 地域・地区 商業地域、防火地域、都市公園、白川通地区都市景観協定区域

(8) そ の 他 全館避難安全検証大臣認定、耐火検証大臣認定

2 指定用途

飲食業の営業

※ 本仕様書の 7 (9) に記載の提供メニューを食堂で提供できなければなりません。

3 貸付期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで

※ 借地借家法第 38 条に定める定期建物賃貸借契約によるものとし、貸付期間の満了により当該契約は終了し、更新はしません。

4 貸付料

貸付料は、出店者の提案賃料とし、契約書に定める期限までに甲発行の納入通知書により納付すること。

5 契約保証金

(1) 契約の締結と同時に、契約保証金を甲発行の納付書により納付すること。

(2) 契約保証金は、契約金額の総額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

(3) 契約保証金は、貸付物件の明渡し完了後に還付する。ただし、未払い貸付料等

がある場合は、甲に対する一切の債務を控除した残額を還付する。

(4) 契約保証金には、利子を付さない。

(5) 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限る。小切手は納付日前 10 日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければならない。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店舗で確認すること。

6 経費の負担

乙が負担すべき経費は以下のとおりとする。

(1) 施設及び設備工事の設置区分

厨 房	内装下地(天井)、内装仕上(床・壁・天井)、厨房機器、客席との区画、防火区画設備、屋内配管、フード消火設備
客 席	内装仕上(壁)、照明設備、屋内配線、什器、サイン工事
事務室	什器
その他	間仕切り等の追加をした場合に必要な防災設備

※詳細は別図 2～11（当初工事図）を参照し、施工方法等については甲と協議すること。

(2) 貸付期間が満了し、又はその他の事由により契約が終了する場合の貸付物件を原状に回復する費用。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りではない。

(3) 光熱水費等

電気料金、上下水道料金は、甲発行の納入通知書により納入期限までに納入すること。ガス料金については、乙が個別にガス会社と契約すること。

(4) 食堂営業に必要な各種手続きに要する一切の費用

(5) 室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用

(6) 甲又は乙が設置した空調設備、照明設備、厨房設備等の日常的な維持管理、修理、廃棄に要する費用

(7) 店舗内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用（事前に書面により甲の承認が必要）

(8) 清掃（排水管、管理用トイレ、管理用通路等の清掃を含む）・防虫・防鼠・消毒等の衛生管理に要する費用。管理用トイレ、管理用通路等の清掃については、ミュージアムショップの出店者と協議し、実施すること。

(9) ごみの処理に必要な一切の費用。処理方法については、ミュージアムショップの出店者と協議し、実施すること。

(10) 甲が設置した自動扉、消防設備等の点検に要する費用は、甲が負担する。

7 貸付条件等

(1) 営業開始日

乙は、契約締結後に甲と協議の上開業準備に着手し、貸付期間開始後速やかに営業を開始できるようにすること。

(2) 営業日・営業時間

科学館開館日の午前9時30分から午後5時の間とする。なお、科学館が主催する夜間事業がある場合は、その都度協議する。

(3) 施設使用時間等

警備員の常駐時間内（開館日は午前7時30分から午後8時まで、休館日は午前8時から午後6時まで）に限る。

なお、食堂への出入口の施錠及び鍵の管理については、甲の指示に従うとともに、通用口の鍵の管理についてはミュージアムショップの出店者と合意の上、適切に管理し、施錠忘れ等のないよう徹底すること。

(4) 身分証の携行・表示

乙は、科学館内に出入りする従業者に対し、身分証を携行・表示させること。

(5) 営業責任者

営業に関する決定権を有する専任の責任者（店長、支配人などに相当するもの）を常駐させること。

(6) 火元責任者の配置

食堂には、常勤の火元責任者を配置し、従業者を含めて防火管理を徹底すること。また、甲及び消防署より防火上の指導（防火管理者の設置等）があった場合には、乙が対処すること。

(7) 禁煙

科学館内は終日禁煙であり、食堂、厨房内も全面禁煙のため従業者に周知徹底すること。また、食堂内の利用者に対する禁煙表示を行うこと。

(8) 食材・物品類の搬入・搬出

食材、販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。停車場所及び搬入出経路は、予め甲の指示を受けた方法によること。

(9) 提供メニュー・サービス及び提供価格

幅広い来館者層（ファミリー、外国人等）に適したメニューやサービスを提供するとともに、多くの方が利用しやすい価格設定とし、それらについては事前に甲の承認を得ること。また、食事だけではなく喫茶機能も有したものとするとともに、テイクアウトや弁当販売など、食堂外での飲食にも対応をすること。

なお、海外の方も多く来館するためキャッシュレス決済を導入すること。

(10) 科学館事業への協力

乙は、科学館の基本理念等をよく理解し、甲と協議の上、可能な限り甲の事業実施に協力すること。

(11) 酒類、たばこの販売

酒類、たばこの販売は禁止する。

(12) 食堂の内装、什器類の配置等

ユニバーサルデザインを意識したものとする。

(13) 営業許可の申請等

食品衛生法に基づく営業許可等、各種法令に定められた許可の取得や届出のう

ち自己の責任によるものについて所定の期日までに行うこと。また、自己の負担において損害賠償責任保険・火災保険等に参加すること。

(14) 衛生管理

乙は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて乙の責任と負担において対処すること。衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

(15) 張り紙、看板

甲の許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は認めない。

(16) 売上金等の管理

売上金等の管理については、甲は一切責任を負わない。

(17) 定例報告及び事件等の報告等

乙は、毎月1回甲と打合せを行い、運営状況等の報告を行うこと。また、事件事故等が発生した場合には、速やかに甲の担当者に報告、連絡又は相談すること。

(18) 営業実績報告

乙は、毎月の利用者数、売上等の営業実績を書面により甲に報告すること。

(19) 非常時の対応

市内において大地震、大型台風、大規模事故・事件、その他社会的影響の大きな災害等が発生し、その対策上、貸付スペースが必要と甲が判断したときは、食堂営業を休止し、甲が必要なスペースを使用できるものとする。なお、この場合における貸付料等の取扱いについては、その都度、協議するものとする。

8 使用上の制限

- (1) 乙は、最善の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。
- (2) 乙は、貸付物件を飲食業の営業以外の用途に供してはならない。
- (3) 乙は、貸付物件を第三者に転貸してはならない。

9 契約の解除

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要とするとき
- (2) 乙が契約書及び要項の各条項に違反したとき
- (3) 暴力団排除条例に該当する場合
- (3) その他契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき

10 原状回復義務

乙は、貸付期間が満了し、又はその他の事由により契約が終了する場合には、自己の費用をもって貸付物件を原状に回復し、甲の検査を受け、承認を得た後に甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

11 調査協力義務

甲は、貸付物件について随時その使用状況を実地に調査することができ、この場合、乙は、これに協力しなければならない。

12 損害賠償

乙は、貸付契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

13 有益費等の放棄

乙は、貸付契約が終了した場合、終了事由に関わらず、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

14 契約の費用

貸付契約の締結、履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

15 疑義の決定

契約書及び要項に定めのない事項に関し疑義のあるときは、甲乙誠意を持って協議のうえ決定する。

名古屋市科学館自動販売機設置に係る仕様書

本仕様書において、名古屋市を甲とし、自動販売機設置者（＝食堂出店者）は乙とします。

1 自動販売機設置場所

名古屋市中区栄二丁目 17 番 1 号

名古屋市科学館生命館 1 階、理工館 3 階及び 7 階休憩室（有料区域）

※ 設置可能場所は別図 12～14 を参照

2 自動販売機設置可能台数

14 台（生命館 1 階休憩室：10 台、理工館 3 階休憩室：2 台、理工館 7 階休憩室：2 台）

設置場所の変更をする場合は、小メーターの取り付け費用は、乙の負担とする。

3 自動販売機設置のための建物貸付期間

別記「名古屋市科学館食堂出店に係る仕様書」中の 3 に同じ。

4 自動販売機設置の条件

(1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

(2) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

(3) 新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できること。

(4) 自動販売機の機種については、ユニバーサルデザイン機を各階最低 1 台は設置すること。

(5) 供給設備等について

ア 電気容量 生命館 1 階休憩室：全体容量 4.8kW 以内、交流単相 100V

理工館 3 階休憩室：全体容量 2kW 以内、交流単相 100V

理工館 7 階休憩室：全体容量 2kW 以内、交流単相 100V

イ 給排水 生命館 1 階休憩室、理工館 3 階・7 階休憩室ともにありません。

5 販売品目の条件

(1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料及び食品類とし、酒・タバコの販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。

(2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

6 維持管理責任

(1) 乙は商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。なお、自動販売機の直近に食堂への直通電話を甲が設置するため、商品や釣銭の不足の連絡があった場合には速やかに対応すること。

- (2) 自動販売機の設置及び撤去に係る工事費用については、乙の負担とする。
- (3) 電気料金は、甲発行の納入通知書により納入期限までに納入すること。
- (4) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
※回収ボックスの設置可能箇所は、別図 12～14 を参照
- (5) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (6) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (7) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (9) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (10) 乙は、機種種の交換を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。
- (11) 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担のもとに現状復旧を行い、甲の確認を受けること。
- (12) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) この仕様書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。